

都城市組立式集積所設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションの鳥獣等による家庭ごみの散乱防止及び環境美化の促進を図ることを目的として、組立式集積所の設置を行う自治公民館及び地域住民団体(以下「自治公民館等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 家庭ごみ 家庭から排出される一般廃棄物(以下「ごみ」という。)をいう。
- (2) ごみステーション ごみ収集の当日にごみを排出及び収集するための一時的な集積場をいう。
- (3) 設置場所 都城市ごみステーションの設置に関する要綱(平成21年度告示第237号)第5条に定める基準に適合し、かつ、国道、県道を除く路上のごみステーションをいう。
- (4) 組立式集積所 ごみを収納するために箱型の折りたたみができる構造で耐久性のあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ごみステーションを管理している自治公民館等とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 組立式集積所を適切に維持管理(維持補修を含む)ができること。
- (2) 都城市ごみステーションの設置に関する要綱を遵守できること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、組立式集積所の購入及び設置に係る経費とし、補助金の交付を申請しようとする年度内に完了するものとする。(移設、撤去、処分に係る経費は対象としない。)

(組立式集積所の構造の基準)

第5条 組立式集積所の構造は、次に掲げる形状の要件を満たすものとする。

- (1) 1基の規格 組立式集積所を組み立てたとき、幅180cm以内、高さ100cm以内、奥行100cm以内で、折りたたむと奥行30cm以内であること。
- (2) 歩行者や自転車など周辺の通行に支障がないよう折りたたみができること。
- (3) ごみの収集作業や収集車両への積込作業を妨げない構造であること。
- (4) ごみの排出者や収集作業員が転倒の恐れのある段差を設けないこと。
- (5) ごみの識別が可能なもの(ネット、格子金網など)で作製されていること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、組立式集積所1基につき補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 1基当たりの補助金の限度額は5万円とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治公民館等(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 組立式集積所の購入等に係る見積書(写し)
- (2) 位置図
- (3) 組立式集積所の図面等形状が確認できるもの
- (4) 事業収支予算書(様式第2号)
- (5) ごみステーション設置申請書(新規申請または変更の場合)
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付決定した時は、補助金交付可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 組立式集積所は誰でもごみの排出ができること。
- (2) 組立式集積所の設置を中止する場合においては、市長に報告すること。
- (3) 組立式集積所の設置が予定の期間内に完了しない場合又は設置の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告すること。
- (4) 都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)第32条の規定に基づき、補助事業に係る文書の公開をしなければならないこと。

(交付申請の変更)

第10条 規則第9条第1項の規定による軽微な変更の範囲は、その変更の内容が本事業において実質的に影響のない事項の変更で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30パーセント以内のもの
- (2) 交付決定額の増額変更を伴わないもの

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該事業が完了したときは、完了後30日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金等実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 組立式集積所の設置状況を明らかにした写真
- (3) 領収書の写しその他支出した額を証する書類
- (4) 事業収支決算書（様式第5号）

（補助金の請求）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、組立式集積所設置補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又は付した条件に違反したとき。
- (3) 規則又は市長の指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還請求があったときは、指定された期限までに補助金を返還するものとする。

附 則（令和6年3月29日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。